

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した 契約の締結実績の概要

国立大学法人 浜松医科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達に係る契約、④-2 建築物の維持管理に関する契約、④-3 建築物の改修、⑤産業廃棄物処理に係る契約について、令和5年度は該当がなかった

3. その他の環境配慮契約に係る事項

学内の契約担当部署に対して、環境配慮契約に関する周知を図った。